われるからである。

額への影響は小さく、労多費の可否判断や必要経費の可否判断や必要経費のから、労力をかけて必要経のいたところで、納税の収入である

くして益少なしであること

当該必要である部

た費用の

得るための支出の場合、家 事費又は家事関連費との区 分をどう捉えるかにかかっ ている。販売費及び一般管 対応の費用の範囲は、認識 の仕方によって控除額が大 の仕方によって控除額が大



#### はじ め

1

達改正について、申告の負 に発表された。寄せられた 意見の多さから、反響がいかに大きかったかがの大きかったかがわかる。副業・兼業が原則自由 がに大きかったかがわかる。副業・兼業が原則自由 がは、給与所得と事業が原則自由 がすれば、給与所得と事業がの所得又は雑所得の組み合わ がの所得税の確定申告も増 がする。筆者は、今回の通 メントが実施された後、改案について、パブリックコ得区分に関する通達の改正副業収入等についての所

得計算の重要な要素である程度限定することになった。しかし、もう一方の所た。しかし、もう一方の所を過算ができる所得をある程度限定することになった。 する必要経費の問題点を考う反復継続の頻度や収入に対う反復継続の頻度や収入をう反復継続の頻度や収入を から賛成の立場である。担、徴税コストなどの観 確にしたことにより、青色 えることとしたい 必要経費の可否判断の検討 得区分や雑所得の範囲を明から賛成の立場である。所担、徴税コストなどの観点

費を理解して判定することは、本人が思っているほどなり、本人が思っているほどなり申告の情報を調べることが主要の情報を調べることが主要の情報を適切に取捨選れらの情報を適切になるが、それらの情報を適りになるが、それらの情報を適りに判定するととではない納税者は、インを手段の一つになるが、それらの情報を適切に取捨選を理解して判定すること 理士に依頼しない納税者の 管書の提出数の増加は、少 告書の提出数の増加は、少 告書の提出数の増加は、少 の、確定申告は必要だが税 を書の提出数の増加は、少 般の納税者にとって必要経増加でもあるといえる。一 家事関連費の取扱いに差異別段の定めにおいては、(2)別段の定めにおいては、

得るための支が少ない収入を継続の頻度が少ない収入をくなる可能性がある。反復さればして判断の差が大き

場合、その範囲や金額をど 係る必要経費の計算をする

小規模の事業又は業務に

2

問 題 の

所

こまで算入すべきかの判断

小規模になるほど困難

発したとしても、それらを経費を計上する納税者が多い要経費を計上する納税者が多い必要を費を計上する或いははがまれる。 得を生ずべき業務の

と税理士関与の納税者の適とが予想される。そうなる是正することは不可能なこ

かねない。
正な申告が、相対的に不利

2)」としている。結局、(所得税基本通達45・費に算入して差し支えない分に相当する金額を必要経

らいさなっている。 も、青色申告と同等の取扱 も、青色申告と同等の取扱 も、青色申告の事業所得や雑所

扱 て所

しまうこと 問対応とい

大きく異なって になる。

じと捉える

か違うと捉える

る。一般的

除は、①給与所

費の概算控除、

な説明として、 一除との関係であ

2つ目は

主たる給与の

# び通達 必要経費の 通則と別段の定め

3

ものを除き、これらの所得を額は、別段の定めがある金額は、別段の定めがある事業所得又は雑所得の計事業所得又は雑所得の計 事業所得と雑所得で、必単に整理することとする。 要経費の原則的な取扱いに事業所得と雑所得で、必 る必要経費の取扱いを、はじめに法令通達にお るき計 簡け

差異はない。

務の遂行上直接必要であっ 分」について、業務の内たことが明らかにされる部 把握は比較的容易であろる売上原価その他当該総収入金額を得るため直接に要した費用の額」についてのした費用の額」についてのした費用の額」についてのした費用の額」についての場所を表表している。

5

副業・兼業の

必

要経費の

経費に関連する経費のうち、取引の記録等に基づいち、取引の記録等に基づいたことが明らかにされる部たことが明らかにされる部にといる。つまり、上記②の経費は、青色申告をするとが明らかにされる部で、事業所得に限って必要経費という。 事業所得者に限り家事上のる経費、②青色申告をする いる。 必要である部分を明らか に算入できることになって 上必要であり、 における当該部分に相当す 区分することができる場合

1)とする。次に「主たる部分」とは50%を超えるかで50%以下であっても、そが50%以下であっても、その必要である部分を明らかの必要である部分を明らかの必要である部分を明らかに区分することができる場

かつ、その

連費の取扱いを緩和してい 通達では上記20の家事関 3通達による緩和

である「主たる部分」又「業まず、上記②の傍線部分 まず、上記2の傍線部

4

・税理士・課税庁の間で見りたなった事例は多いが、いとなった事例は多いが、び家事関連費について、争び家事関連費について、争 び家事関連費について、争ないと思われる。家事費及めたという事例はほとんど たうえで一部損金算入を認を家事関連費として認定し裁決例において、ある支出 が認められている。しか連費は必要経費に一部算入 常に困難とされ、裁判例や 要経費に算入することは非 し、家事関連費の一部を必 **御算入できないが、家事関上、家事費は必要経費に全上、家事費は必要経費に全上記の通り、法令 通達** 家事関

一定の共通認識が醸成されているとは思えない。 個人は、法人と違い、個個人は、法人と違い、個人は、法人と違い、個人的な生活(消費活動)とればならず、この規定が必ればならず、この規定が必ればならず、この規定が必ればならず、この規定が必ればならず、この規定が受ける。 生ずる。 解の相違は大きいままで、 が計 はないのである。 与書を作成し提出しなけれて、確定申告は短期間で申しては曖昧である。そし ばならないのであるから、告書を作成し提出しなけれ 具体的な所得計算の基準と

②担税力の2 得の必要経

6

概算経費控除

方法として を選択でき

定の概算経費控除

ることにしては

上記の問

**!**題点を解決する

副業・兼業に

制度におけいと当 どうだろう 除計算に採

中村琢也 【玉川】

1回とか、年に

侍の必要経費と同 優継続が常態であ ない場合もあり得

### 必要経費の 実務

ばならないか。
②消費活動と事業活動の両 ①そもそも消費活動と事業 のなのであるか。 てよいか。 らば発生しないと考えら ③消費活動のみしているな

による仕入税額控除が参考となる。これら2つに共通するのは、給与を支払う会社と従業員、大法人と中小社と従業員、大法人と中小社と従業員、大法人と中小社と従業員、大法人と中小社と従業員、大法人と中小社と従業員、大法人と中小社と従業員、大法人という対域を対している。 として、事 とである。 中小企業の特例 | 育機の簡易課税 | 前述した給与所 るみなし仕入率 業の業種区分に 用されているこ での概算経費控

的には理解できる。

生ずべき業務について生じ 理費その他これらの所得をう。一方「販売費、一般管 には大きな差異を生ずる可 **じ算入するかの判断の額」をどう把握し** 問題点 し 以上、必要経費の視点から可能は、国民全員が関わる可能は、国民全員が関わる可能は、国民全員が関わる可能は、国民ない労力の負担もによって、恣意性を排除によって、恣意性を排除し、見えない労力の負担もし、見えない労力の負担もは、見えない労力の負担もは、国民ない労力の負担もは、国民ない労力の負担もは、国民全員が関わる可能

計算上 仕入率による仕入税額控除 応じて現在6種類のみなし 除と類似している。 の計算をしているが、所 の必要経費の概算控

兼業の所得区分として給 算上の概算経費に 業種区分による 或いは、副業 主たる

該当する場合などは、合理の副業・兼業で役務提供に簡便になる。サラリーマン おいても、 択できるので申告はとてもという概算経費の計上を選 給与と同様に給与所得控除 ことが考えられる。 与所得の選択を可能にする 能であろう。 的な選択肢となり得る。 控除率を設定することが可

## おわりに

内容も複雑化している。反年々提出物は増加し、記載得税確定申告において、おし、最近の年末調整や所 対に向い かし、最近の年末調整やも重要であると考える。 減らすための簡素化はとて 調整する会社の負担を極力性があるから、個人や年末 かってはいないだろ複雑化している。反 L

金利の調整であって、主要の納税時期とのずれによる 給 等 所 得 ④源泉徴収時期と確定申告 得の捕捉率の調整、

1つは登

続期間の違いによい業務の継続反復の

・兼業の業務の頻

と考えたとき、給与所得控を除いて副業・兼業の必要 ・兼業の実額控除部分の計なっているとすれば、副業除が必要経費の概算控除に 給与収入と副業・兼業の控除であるとされている。 のである。 算は不可能となってしまう の必要経費に該当する部分 出である場合、主たる給与 収入を得るための共通の支 な部分は①必要経費の概算

われる必要経費、間接対応、期